

児童虐待における整形外科医の役割

20 世紀末ごろから児童虐待が社会問題化し、2000 年制定の児童虐待防止法第二条で児童虐待とは「保護者」が行う行為と規定されました。ここでいう「保護者」のほとんどは親です。以前の児童虐待が大人(奉公先の主人など血のつながりのない大人)からのものを指すことが多かったものの、子を育てることが親の責務でそれが当然となった今、そこから逸脱した親の言動が「虐待」と捉えられるようになりました。

児童虐待の基準は親の言動が「残酷」かどうかではなく、「適切」かどうかです。現在の児童虐待では親による不適切な子どもの扱い「maltreatment」と捉えます。子ども虐待の援助では「迅速な対応」「組織的な対応」「機関連携による援助」「子どもの安全確保の優先」「家庭の構造的問題の把握」「保護者の援助」が求められます。つまり子どもへは安全確保を最優先とし、親へはカウンセリングマインドで接することが必要で、親権の制限や権限の行使は最終的な手段でなければなりません。

児童虐待に関する凄惨な記事を拝見しますと一個人として心が痛みます。医師として「maltreatment」という病理を治してあげることが必要です。整形外科診療の中で「maltreatment」に遭遇した場合、躊躇するかもしれません。しかし「maltreatment」はみなさんがたった一人で治すのではなく「多職種連携」で治すのだということを忘れないでください。みなさんが子どもたちからの「サイン」を早く見つけてあげて、関係者たちを「全員集合」させることがまず大切なのです。今回こうした現状や、整形外科医に求められているものを小児科医、法医学、小児家庭医の立場から解説していただきました。そして小児整形外科の第一線の先生から運動器疾患の「正常・異常」の鑑別について病態や施設の特色を踏まえながら整形外科としてできることを丁寧に解説していただきました。

整形外科医は四肢体幹を中心とした運動器疾患の診断・治療において多くの手段をもっています。また診断・治療やリハビリテーションを通じて親子と向き合う時間を多くもっています。現代の児童虐待「maltreatment」の診断に至る道筋、小児運動器疾患の正常と異常を見分ける力、協力体制、家族や社会との向き合い方等について、本特集を通じて学んでいただければ幸いです。

(江口佳孝)